

当事務所の年内業務は12/27(火)までで、仕事始めは1/5(木)です。本年中のご愛顧に心から感謝申し上げます。厳しい世情ですが来年が皆様にとって良いお年でありますように!



65才を超える定年の引上げ等の措置を実施した事業主に60~120万円を支給する助成金ができた…」との新情報が、(独)高齢者支援機構から入りました。

①1年以上継続して雇用されている60才以上の雇保加入

定年引上げ 継続雇用で **60~120万円!** 65才超の新助成金

者(短期特例や日雇いを除く)がいて②就規等の見直し費用を社外の専門家(社労士等)に支払い③(イ)65才への引上げ(100万円)か(ロ)66才以上への引上げ又は定年の廃止(120万円)か、希望者全員

を継続雇用する制度導入で(ハ)66~69才に(60万円)か(ニ)70才以上に(80万円)④今年10月19日以降に変更実施し⑤2ヵ月以内に申請すれば( )内の助成金が支給されます。専門家へ支払う費用の額は関係あり

ません。例えば現在就規で64才定年となっているのを65才にすると100万円、66才にすると120万円、仮に10%の手続き費用が掛かるとしても90万円か108万円の助成金になります。他にも条件はいくつかありますがご活用をお勧めします。



「中小企業退職金共済に加入していても経審の審査項目(社会性等)の退職一時金制度には該当しない!と受付(事前審査)で県土木事務所の職員から外された…格付けでの影響は…?」と君陪の土木A

級の事業所から電話が掛かってきました。ご依頼を受けて書類

県職員の **経審加点** の中退共が誤り是正 厚年基金?

作成をした当事務所はビックリ! 経審に関する法令にそのような記載や変更はありません。県の格付けは土木・建築・電気・管・舗装の5業種について行われますが、その基準は全国一律の経審評定P点と県独自の“主観点

数”の合計点です。中退共が該当しなくなるとP点で22~23点下がります。当方はすぐに県庁の土木建築部に連絡し、確認と土木事務所への指導を求め正しい内容に改めて貰いました。土木事務所は建設業厚生年金基金が廃止された事を誤解していたようです。

自社で手続きをされた他の業者さんも事前審査で外され得心せず帰られたとか…。業者の“いのちぎ”に関わる事だけに行政の慎重な対応が求められます。



当事務所の電話とFAXは年末年始(12/29~1/4)の間、受信停止になります。この間の労災事故など緊急時の連絡は070-5481-0659(通常は発信専用)までお願い致します。